

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

○ 岡山県規則で定める申請書等の押印の義務付けの廃止に関する規則

（以上県例規集登載）

### 【告示】

○ 岡山県ボランティア・NPO活動支援センターの指定管理者の指定

○ 平成三十年七月豪雨による災害に伴う廃棄物の処理に関する事務の受託の廃止

○ 岡山県天神山文化プラザの指定管理者の指定

○ 保安林の指定予定  
○ 保安林の解除予定  
○ 保安林の指定施業要件の変更予定

○ 道路の区域変更  
○ 道路の供用開始

行政改革推進室

〃

〃

県民生活交通課

災害廃棄物対策室

〃

文化振興課

〃

〃

〃

〃

## 目次

担当課（室）

○ 道路の占用を制限する区域の指定

○ 土砂災害警戒区域の指定の解除

○ 土砂災害警戒区域等の指定

○ 岡山港（福島・高島地区）港湾施設の指定管理者の指定

○ 決算の要領

○ 土地改良区役員の退任及び就任届の訂正

○ 公共測量の実施

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

### 【選挙管理委員会】

○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

（県例規集登載）

○ 政治団体の名称等の公表

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

○ 資金管理団体の名称等の公表

○ 資金管理団体の届出事項の異動

○ 選挙権を有する者の総数の三分の一の数

### 【監査公表】

〃

〃

〃

〃

〃

港湾課

〃

〃

〃

耕地課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

選挙管理委員会

<p>目次</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和二年度の監査の結果の公表</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【教育委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岡山県渋川青年の家の指定管理者の指定</li> <li>○ 岡山県青少年教育センター閑谷学校の指定管理者の指定</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【内水面漁場管理委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意見の聴取に関する手続規程の一部改正 (県例規集登載)</li> <li>○ 令和三年度における第五種共同漁業権魚種の増殖についての指示</li> </ul>
<p>担当課(室)</p>	<p style="text-align: right;">監査事務局</p> <p style="text-align: right;">教育委員会</p> <p style="text-align: right;">〃</p> <p style="text-align: right;">内水面漁場管理委員会</p> <p style="text-align: right;">〃</p>
<p>目次</p>	
<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県規則第八十五号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 総務学事課に、デジタル推進室を置く。

第七条の二中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十五条の表中「産業廃棄物班」を「産業廃棄物班 災害廃棄物対策班」に改める。  
第十七条に次の一項を加える。

2 総務学事課デジタル推進室においては、行政のデジタル化の総合調整及び推進（他課の分掌に属するものを除く。）に関する事務をつかさどる。

第二十六条の三第二項を削る。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

◎岡山県規則第八十六号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三災害廃棄物対策室の部を削る。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

◎岡山県規則第八十七号

岡山県規則で定める申請書等の押印の義務付けの廃止に関する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県規則で定める申請書等の押印の義務付けの廃止に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、岡山県規則で定める申請書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）について、押印の義務付けを廃止することにより、行政手続の簡素化を図り、もって県民の負担を軽減することを目的とする。

(押印の義務付けの廃止)

第二条 岡山県規則で定める申請書等のうち、知事が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第六百五十七号

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例(平成十七年岡山県条例第十五号)第十三条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区南方二丁目一三番一号

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター

二 指定管理者となる団体

岡山市北区南方二丁目一三番一号

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター管理運営共同体

代表者 足羽 憲治

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百五十八号

平成三十年岡山県告示第四百七十五号（平成三十年七月豪雨による災害に伴う廃棄物の処理に関する事務の受託）は、令和二年十二月三十一日限り廃止する。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第六百五十九号

平成三十年岡山県告示第四百七十六号（平成三十年七月豪雨による災害に伴う廃棄物の処理に関する事務の受託）は、令和二年十二月三十一日限り廃止する。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太



# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

## ◎岡山県告示第六百六十号

岡山県天神山文化プラザ条例（平成十七年岡山県条例第十六号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 管理を行わせる施設

岡山市北区天神町八番五四号

岡山県天神山文化プラザ

### 二 指定管理者となる団体

岡山市北区天神町八番五四号

公益社団法人岡山県文化連盟

会長 若林 昭吾

### 三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

## ◎岡山県告示第六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 保安林予定森林の所在場所

新見市大佐上刑部字倉馬様一七四五の一、一七四五の二

### 二 指定の目的

水源の涵養かん

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

小田郡矢掛町東三成字獅々穴四〇四六の三七、字烏ヶ滝四〇四七の二〇から四〇四七の二二まで、四〇四七の二三（次の図に示す部分に限る。）、四〇四七の二四から四〇四七の二八まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

井原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

小田郡矢掛町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かんよう</sup>

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

◎岡山県告示第六百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 玉野福田線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
玉野市長尾字中津五八〇番四地先から 玉野市長尾字中津五七七番一地先まで		旧	一三・五〇 二三・〇〇	五六・五
		新	一五・〇〇 二三・〇〇	五六・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 槌ヶ原日比線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
玉野市長尾字荒馬五九三番六地先から 玉野市長尾字荒馬六〇四番五地先まで		新	一一・〇〇 一五・〇〇	九三・五
			(メートル)	(メートル)

玉野市長尾字荒馬五九三番六地先から 玉野市長尾字荒馬六〇四番五地先まで
旧
一一・〇〇 一三・〇〇
九三・五

令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

◎岡山県告示第六百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
槌ヶ原日比	線	玉野福田線		玉野市長尾字中津五八〇番四地先から 玉野市長尾字中津五七七番一地先まで	令和二年十二月二十五日
玉野市長尾字荒馬六〇四番五地先まで				玉野市長尾字荒馬五九三番六地先から 玉野市長尾字荒馬六〇四番五地先まで	



# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

◎岡山県告示第六百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	一七九号	美作市林野字上へ町八六番地先から 美作市林野字城山一三三番一地先まで
		美作市北原字段亀山西四六三番九地先から 美作市北原字橋本四六五番一地先まで
	一八〇号	新見市千屋実字道ノ上一〇七番四地先から 新見市千屋実字小コヲウキ一〇二番一地先まで
		新見市千屋実字ヒワケ市一二六四番一地先から 新見市千屋実字シロター一九二番一地先まで
	一八一号	真庭市江川字平組藤四郎一二四三番一地先から 真庭市江川字畑山一二五九番一地先まで

二 占用の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限り

令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

でない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日

令和三年一月一日

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

## ◎岡山県告示第六百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、吉備中央町の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
六八一K上加茂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K上加茂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K上加茂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K上加茂〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K上加茂〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K高谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

六八一K高谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K高谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K高谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K広面〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K広面〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K広面〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K美原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K美原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K美原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K美原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K美原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

六八一D黒土〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D美原〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D広面〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D広面〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D竹部〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D竹部〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D竹部〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D竹部〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D高谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇九	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇八	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇七	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D上加茂〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D上加茂〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D上加茂〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

六八一D竹荘〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D竹荘〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D竹荘〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇七	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇八	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇九	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前  
県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

## ◎岡山県告示第六百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇二K玉島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島上成〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島中央町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島長尾〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島長尾〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島長尾〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島道口〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島道越〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二〇二K 玉島八島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K 玉島八島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K 玉島八島〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二D 玉島服部〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D 玉島道口〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D 玉島道口〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D 玉島道口〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D 玉島道口〇〇四	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。



# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

## ◎岡山県告示第六百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、吉備中央町の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
六八一K上加茂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K上加茂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K上加茂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K上加茂〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K上加茂〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

六八一K下加茂〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K高谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K高谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K高谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K高谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K広面〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K広面〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K広面〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K美原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K美原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K美原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K美原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K美原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

六八一D広面〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D竹部〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D竹部〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D竹部〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D竹部〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D高谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇九	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇八	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇七	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D上加茂〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D上加茂〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D上加茂〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

箇所番号	土砂災害特別警戒区域 なる自然現象の種類	土砂災害の発生原因と 指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関 する法律施行令 (平成十三年政令 第八十四号)で定 める衝撃に関する 事項
六八一D広面〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D美原〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D黒土〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D竹荘〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D竹荘〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D竹荘〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇七	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇七	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇八	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇九	土石流	次の図のとおり
六八一K上加茂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K上加茂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K上加茂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K上加茂〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

六八一K上加茂〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K下加茂〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K高谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K高谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K高谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K高谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

六八一K竹部〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹部〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K広面〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K広面〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K広面〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K美原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K美原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K美原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K美原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K美原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K竹荘〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K田土〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K豊野〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一D上加茂〇〇一	土石流	次の図のとおり

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

六八一D豊野〇〇九	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇八	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇七	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D豊野〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D田土〇〇七	土石流	次の図のとおり
六八一D竹荘〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D竹荘〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D竹荘〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D黒土〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D美原〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D広面〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D広面〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D竹部〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D竹部〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D竹部〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D竹部〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D高谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇九	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇八	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇七	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D下加茂〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D上加茂〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D上加茂〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D上加茂〇〇二	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。



# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

## ◎岡山県告示第六百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
二〇二K玉島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島上成〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島中央町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島長尾〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島長尾〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

二〇二K玉島長尾〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島道口〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島道越〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島八島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島八島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島八島〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二D玉島服部〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D玉島道口〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D玉島道口〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D玉島道口〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D玉島道口〇〇四	土石流	次の図のとおり
二 土砂災害特別警戒区域		
箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関 する法律施行令 (平成十三年政令 第八十四号)で定 める衝撃に関する 事項
二〇二K玉島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島阿賀崎〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

二〇二K玉島阿賀崎〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島上成〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島乙島〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島柏島〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島中央町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島長尾〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島長尾〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島長尾〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島道越〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島八島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島八島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K玉島八島〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二D玉島服部〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D玉島道口〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D玉島道口〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇二D玉島道口〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D玉島道口〇〇四	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

## ◎岡山県告示第六百七十一号

岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）第十九条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 管理を行わせる施設

平成十九年岡山県告示第三百六十八号（指定管理施設の指定）で定める施設

### 二 指定管理者となる団体

岡山市南区築港元町八番五〇号

岡山港埠頭開発株式会社

代表取締役 松田 洋一

### 三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

◎岡山県告示第六百七十二号

令和二年十二月二十二日に岡山県議会定例会で議決を経た決算の要領は、次のとおりである。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

令和元年度 一般会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 県 税		233,066,408,132
	1 県 民 税	63,219,614,597
	2 事 業 税	54,130,290,822
	3 地 方 消 費 税	59,977,446,849
	4 不 動 産 取 得 税	4,506,955,454
	5 県 た ば こ 税	2,021,721,717
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	647,500,375
	7 自 動 車 取 得 税	1,632,551,400
	8 軽 油 引 取 税	19,938,118,770
	9 自 動 車 税	26,345,271,317
	10 鉱 区 税	10,811,111
	11 狩 猟 税	17,800,000
	12 産 業 廃 棄 物 処 理 税	618,325,720
2 地 方 消 費 税 清 算 金		66,974,804,496
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	66,974,804,496
3 地 方 譲 与 税		32,888,372,952
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	30,069,022,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,421,464,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	109,081,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	138,886,000
	5 地 方 道 路 譲 与 税	952
	6 森 林 環 境 譲 与 税	78,636,000
	7 航 空 機 燃 料 譲 与 税	71,283,000
4 地 方 特 例 交 付 金		2,060,932,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,055,349,000
	2 子 ども ・ 子 育 て 支 援 臨 時 交 付 金	1,005,583,000
5 地 方 交 付 税		160,880,159,000
	1 地 方 交 付 税	160,880,159,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		365,109,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	365,109,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		5,069,058,994
	1 負 担 金	5,069,058,994
8 使 用 料 及 び 手 数 料		10,037,562,872
	1 使 用 料	6,988,891,631
	2 手 数 料	3,048,671,241
9 国 庫 支 出 金		85,495,864,249
	1 国 庫 負 担 金	39,785,759,055
	2 国 庫 補 助 金	44,841,967,947
	3 委 託 金	868,137,247
10 財 産 収 入		1,539,067,854
	1 財 産 運 用 収 入	883,959,373
	2 財 産 売 払 収 入	655,108,481
11 寄 附 金		182,417,645
	1 寄 附 金	182,417,645

令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

12 繰入金	1 特別会計繰入金 2 基金繰入金	13,908,589,616 1,410,710,921 12,497,878,695
13 諸収入	1 延滞金,加算金及び過料等 2 県預金利子 3 貸付金元利収入 4 受託事業収入 5 収益事業収入 6 利子割精算金収入 7 雑入	13,995,084,872 354,263,981 6,523,458 297,260,514 5,311,083,941 2,897,324,990 959 5,128,627,029
14 県債	1 県債	90,401,296,000 90,401,296,000
15 繰越金	1 繰越金	5,507,483,146 5,507,483,146
歳入合計		722,372,210,828
歳出		
款	項	決算額
1 議会費	1 議会費	1,531,786,251 1,531,786,251
2 総務費	1 総務管理費 2 企画興費 3 地方振興費 4 徴税費 5 市町村振興費 6 選挙費 7 統計調査費 8 県民生活費 9 防災費 10 環境費 11 人事委員会費 12 監査委員費	44,183,417,105 15,999,504,360 3,949,739,313 2,881,682,181 7,651,449,814 955,373,803 1,224,026,220 474,034,115 1,709,609,841 1,715,635,361 7,333,923,415 118,937,038 169,501,644
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費 4 災害救助費	111,960,947,785 88,114,465,209 20,754,775,357 1,020,679,509 2,071,027,710
4 衛生費	1 公衆衛生費 2 環境衛生費 3 保健所費 4 医薬費	13,664,663,295 5,417,451,063 1,495,301,463 2,065,639,791 4,686,270,978
5 労働費	1 労政費 2 職業訓練費 3 労働委員会費	1,324,597,569 413,972,237 809,447,253 101,178,079

令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

6 農林水産業費	1 農業費 2 畜産費 3 農地費 4 林業費 5 水産業費	36,915,265,655 10,926,286,922 3,972,847,004 12,668,200,816 7,982,243,914 1,365,686,999
7 商工費	1 商業費 2 工鉱業費 3 観光費	14,728,860,562 7,303,074,409 6,742,494,977 683,291,176
8 土木費	1 土木管理費 2 道路橋りょう費 3 河川海岸費 4 港湾費 5 都市計画費 6 住宅費	72,247,229,925 7,625,859,476 28,433,451,756 25,744,133,269 7,372,937,599 1,965,718,768 1,105,129,057
9 警察費	1 警察管理費 2 警察活動費	52,912,484,671 52,018,421,186 894,063,485
10 教育費	1 教育総務費 2 小学校費 3 中学校費 4 高等学校費 5 特別支援学校費 6 大学費 7 社会教育費 8 保健体育費	145,548,938,290 26,554,640,671 39,373,618,473 22,276,404,348 37,893,667,930 14,185,490,571 2,102,304,592 2,242,413,768 920,397,937
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費 2 土木施設災害復旧費 3 一般施設災害復旧費	19,258,815,447 6,020,530,290 11,578,915,819 1,659,369,338
12 公債費	1 公債費	101,118,046,886 101,118,046,886
13 諸支出金	1 地方消費税清算金 2 個人県民税所得割交付金 3 利子割交付金 4 配当割交付金 5 株式等譲渡所得割交付金 6 地方消費税交付金 7 ゴルフ場利用税交付金 8 自動車取得税交付金 9 環境性能割交付金 10 軽油引取税交付金 11 利子割精算金 12 産業廃棄物処理税交付金	101,958,496,535 57,118,736,496 859,517,000 276,969,000 1,139,360,000 695,674,000 33,925,105,000 448,872,994 1,175,443,201 354,013,036 5,815,766,808 0 149,039,000
14 予備費	1 予備費	0 0
歳出合計		717,353,549,976



# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

歳入歳出差引残額	5,018,660,852	円
うち基金繰入額	—	円

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

令和元年度 岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,875,000 3,875,000
2 繰 越 金	1 繰 越 金	114,845,258 114,845,258
3 諸 収 入	1 県 預 金 利 子 2 貸 付 金 元 利 収 入 3 雑 入	57,986,891 4,456 57,461,105 521,330
歳 入 合 計		176,707,149
歳 出		
款	項	決 算 額
1 民 生 費	1 児 童 福 祉 費	57,567,156 57,567,156
歳 出 合 計		57,567,156
歳入歳出差引残額		119,139,993 円
うち基金繰入額		— 円

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

令和元年度 岡山県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 分担金及び負担金	1 負 担 金	53,208,923,711 53,208,923,711
2 国庫支出金	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金	51,505,400,545 35,417,838,545 16,087,562,000
3 前期高齢者交付金	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	63,381,994,051 63,381,994,051
4 共同事業交付金	1 共 同 事 業 交 付 金	181,525,340 181,525,340
5 財産収入	1 財 産 運 用 収 入	3,305,231 3,305,231
6 繰入金	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 基 金 繰 入 金	10,506,790,101 10,411,349,915 95,440,186
7 繰越金	1 繰 越 金	5,636,272,890 5,636,272,890
8 諸収入	1 雑 入	586,705,289 586,705,289
9 療養給付費等交付金	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	62,009,000 62,009,000
歳 入 合 計		185,072,926,158
歳 出		
款	項	決 算 額
1 総務費	1 総 務 管 理 費 2 運 営 協 議 会 費	62,469,902 62,143,022 326,880
2 保険給付費等交付金	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	143,993,386,180 143,993,386,180
3 後期高齢者支援金等	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	22,696,281,637 22,696,281,637
4 前期高齢者納付金等	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	90,883,073 90,883,073
5 介護納付金	1 介 護 納 付 金	7,148,478,420 7,148,478,420
6 病床転換支援金等	1 病 床 転 換 支 援 金 等	134,058 134,058

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

7 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	192,012,092 192,012,092
8 基金支出金	1 基金支出金	11,662,186 11,662,186
9 保健事業費	1 保健事業費	11,752,340 11,752,340
10 基金積立金	1 基金積立金	3,014,826 3,014,826
11 諸支出金	1 償還金	3,023,754,079 3,023,754,079
12 繰出金	1 繰出金	23,971,000 23,971,000
歳出合計		177,257,799,793
歳入歳出差引残額		7,815,126,365 円
うち基金繰入額		— 円

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

令和元年度 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	80,873,570 80,873,570
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	0 0
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,138,542,911 1,138,542,911
4 繰 越 金	1 繰 越 金	3,929,512 3,929,512
5 諸 収 入	1 雑 入	20,090,266 20,090,266
6 県 債	1 県 債	49,800,000 49,800,000
歳 入 合 計		1,293,236,259
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 畜 産 業 費 2 公 債 費	1,291,420,335 667,833,424 623,586,911
歳 出 合 計		1,291,420,335
歳入歳出差引残額		1,815,924 円
うち基金繰入額		－ 円

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

令和元年度 岡山県造林事業等特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 国庫支出金	1 国庫補助金	0
2 財産収入	1 財産売却収入	17,211,140
3 繰入金	1 一般会計繰入金	1,843,601,201
4 繰越金	1 繰越金	18,482,394
5 諸収入	1 貸付金元利収入	37,412,362,121
	2 雑収入	37,403,000,000
		9,362,121
歳入合計		39,291,656,856
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農林水産業費	1 林業費	39,268,716,000
	2 公債費	39,170,860,863
		97,855,137
歳出合計		39,268,716,000
歳入歳出差引残額		22,940,856 円
うち基金繰入額		— 円

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

令和元年度 岡山県林業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	0
2 繰 越 金	1 繰 越 金	175,444,336
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	497,907,212
	2 雑 収 入	497,895,136
		12,076
4 県 債	1 県 債	221,500,000
		221,500,000
歳 入 合 計		894,851,548
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 林 業 費	709,061,862
		709,061,862
歳 出 合 計		709,061,862
歳入歳出差引残額		185,789,686 円
うち基金繰入額		— 円

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

令和元年度 岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	160,154 160,154
2 繰 越 金	1 繰 越 金	310,597,591 310,597,591
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雑 収 入	29,132,074 29,119,000 13,074
歳 入 合 計		339,889,819
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 水 産 業 費	160,154 160,154
歳 出 合 計		160,154
歳入歳出差引残額		339,729,665 円
うち基金繰入額		— 円



# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

令和元年度 岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
2 繰越金	1 繰越金	1,918,829,567
		1,918,829,567
3 諸収入	1 県預金利子	636,454,398
	2 貸付金元利収入	89,239
	3 雑収入	635,870,523
		494,636
4 県債	1 県債	83,931,000
		83,931,000
歳入合計		2,639,214,965
歳 出		
款	項	決 算 額
1 商工費	1 商工費	764,487,124
		764,487,124
歳出合計		764,487,124
歳入歳出差引残額		1,874,727,841 円
うち基金繰入額		－ 円

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

令和元年度 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算書  
(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	3,671,919,445
	2 財 産 運 用 収 入	3,669,572,249
2 繰 越 金	1 繰 越 金	2,347,196
		9,033,971
3 県 債	1 繰 越 金	9,033,971
	1 県 債	6,600,000
歳 入 合 計		6,600,000
歳 入 合 計		
3,687,553,416		
歳 出		
款	項	決 算 額
1 内 陸 ・ 流 通 団 地 造 成 事 業 費	1 内 陸 ・ 流 通 団 地 造 成 事 業 費	1,034,111,669
	2 公 債 費	55,929,205
歳 出 合 計		978,182,464
歳 入 歳 出 差 引 残 額		1,034,111,669
うち基金繰入額		2,653,441,747 円
		— 円

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

令和元年度 岡山県公共用地等取得事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	941,270,241
	2 土 地 開 発 基 金 繰 入 金	925,008,941
		16,261,300
2 繰 越 金	1 繰 越 金	779,485,052
		779,485,052
歳 入 合 計		1,720,755,293
歳 出		
款	項	決 算 額
1 道 路 等 用 地 取 得 費	1 道 路 等 用 地 取 得 費	1,089,332,941
		1,089,332,941
2 公 共 用 地 等 取 得 費	1 公 共 用 地 等 取 得 費	51,214,441
		51,214,441
歳 出 合 計		1,140,547,382
歳入歳出差引残額		580,207,911 円
うち基金繰入額		— 円

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

令和元年度 岡山県後楽園特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	262,466,285 262,466,285
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	87,861 87,861
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,090,000 1,090,000
4 繰 越 金	1 繰 越 金	47,710,239 47,710,239
5 諸 収 入	1 雑 入	8,006,588 8,006,588
6 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金	3,232,000 3,232,000
歳 入 合 計		322,592,973
歳 出		
款	項	決 算 額
1 後 楽 園 費	1 後 楽 園 費	313,038,778 313,038,778
歳 出 合 計		313,038,778
歳入歳出差引残額		9,554,195 円
うち基金繰入額		— 円

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

令和元年度 岡山県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	336,036,782 336,036,782
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入 2 財 産 運 用 収 入	787,774,689 523,536,971 264,237,718
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	156,866,851 156,866,851
4 繰 越 金	1 繰 越 金	3,493,273,708 3,493,273,708
5 諸 収 入	1 雑 入	251,666,731 251,666,731
6 県 債	1 県 債	4,899,700,000 4,899,700,000
歳 入 合 計		9,925,318,761
歳 出		
款	項	決 算 額
1 土 木 費	1 港 湾 費 2 臨 海 土 地 造 成 費 3 公 債 費	7,226,223,529 175,465,724 4,671,211,108 2,379,546,697
歳 出 合 計		7,226,223,529
歳入歳出差引残額		2,699,095,232 円
うち基金繰入額		— 円

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

令和元年度 岡山県収入証紙等特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	3,069,996,212
		3,069,996,212
2 証紙代金収納 計器収入	1 証紙代金収納計器収入	3,431,146,100
		3,431,146,100
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	129,584,600
		129,584,600
4 繰 越 金	1 繰 越 金	210,620,313
		210,620,313
歳 入 合 計		6,841,347,225
歳 出		
款	項	決 算 額
1 証 紙 費	1 証 紙 管 理 費	3,193,074,759
		3,193,074,759
2 証紙代金収納 計器費	1 証紙代金収納計器管理費	3,406,641,795
		3,406,641,795
歳 出 合 計		6,599,716,554
歳入歳出差引残額		241,630,671 円
うち基金繰入額		－ 円

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

令和元年度 岡山県用品調達特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 用 品 収 入	1 用 品 収 入	241,543,342 241,543,342
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	2,335,481 2,335,481
3 繰 越 金	1 繰 越 金	6,321,289 6,321,289
歳 入 合 計		250,200,112
歳 出		
款	項	決 算 額
1 用 品 調 達 費	1 調 達 費	246,067,405 246,067,405
歳 出 合 計		246,067,405
歳入歳出差引残額		4,132,707 円
うち基金繰入額		— 円

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

令和元年度 岡山県公債管理特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	115,688,826,669
	2 特 別 会 計 繰 入 金	101,115,223,522
	3 基 金 繰 入 金	4,583,603,147
		9,990,000,000
2 県 債	1 県 債	88,582,000,000
		88,582,000,000
歳 入 合 計		204,270,826,669
歳 出		
款	項	決 算 額
1 公 債 費	1 公 債 費	204,270,826,669
		204,270,826,669
歳 出 合 計		204,270,826,669
歳入歳出差引残額		0 円
うち基金繰入額		－ 円



# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

〔五七一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定による土地改良区役員の退任及び就任の届出に誤りがあった旨の届出があったため、令和二年五月十九日付け公布岡山県公告（土地改良区役員の退任及び就任届）を、次のとおり訂正する。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称  
 廠舎池土地改良区

二 訂正事項

1 次の者に係る氏名の表記及び理事監事の別

（訂正前）

菅田 雅人 理事

（訂正後）

菅田 将人 監事

2 次の者に係る理事監事の別

（訂正前）

浅野 福香 監事

（訂正後）

浅野 福香 理事

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

〔五七二〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中国地方整備局福山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市茂平	測量区域
公共測量（数値図化）	測量の種類
令和二年十二月二十四日から 令和三年二月二十六日まで	測量期間

令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

〔五七三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本三二〇一―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社三丁目八―一四 MOMIJI 一〇一

半田宗一郎

三 許可番号

岡山県指令建指第二二八号

◎岡山県選管告示第八十八号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和二年十二月十七日から適用する。

令和二年十二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表老人ホームの項中

岡山市友楽園

岡山市中区平井四一三  
一三三

を

特別養護老人ホームきび  
庭瀬

岡山市北区庭瀬一〇五四  
一三

に改める。

岡山市友楽園

岡山市中区平井四一三  
一三三

◎岡山県選管告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和二年十二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

1 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類  
(第一号)

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部  
届出年月日

立憲民主党岡山県第1区総支部

原田謙介

高原俊彦

岡山市北区野田三一五―八

衆議院議員

○

令和二・一一・二六

立憲民主党岡山県第3区総支部

森本 榮

水河英雄

久米郡久米南町下弓削二四

衆議院議員

○

〃 一一・一二

―四

2 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部  
届出年月日

自由民主党岡山県柔道整復師支部

山崎 邦生

村岡 勉

岡山市北区天神町八一―二八

○

令和二・一一・二六

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

荒木まさのすけ後援会

荒木 勝美

荒木 千恵子

総社市久代四四三三

令和二・一一・一九

岩田けいいち後援会

岩田 恵一

土方 良政

瀬戸内市邑久町福元六〇八一―二八一

〃 一一・一〇

小川ひろみ後援会

小川 博巳

春名 充明

美作市奥一一一七

〃 一一・二〇

川勝浩子後援会	川勝浩子	瀬戸内市邑久町北島一二七一―一	〃	一一・二六
近藤たかのり後援会	石井雅之	高梁市中間町八八	〃	一一・二四
「持続可能な美作を」田村秀昭と創る会	田村秀昭	美作市湯郷三二三―八	〃	一一・九
鈴木大介後援会	鈴木大介	苫田郡鏡野町塚谷六八六―七	〃	一一・二四
日本の政治を輝かせる会	河本義登	津山市川崎一二八三一―一	〃	一一・二〇
はなおかみほ後援会	片山晴雄	赤磐市桜が丘西一―三二―一五	〃	一一・一三
未来への責任	齋藤武次郎	倉敷市福田町古新田七八一―一八	〃	一一・一一
矢吹一郎後援会	矢吹一郎	久米郡美咲町行信一三四	〃	一一・二六
山本まさき後援会	山本真樹	美作市立石七二六―一	〃	一一・二五
	山本正雄			
	川勝節雄			
	井上善雄			
	田村秀昭			
	鈴木大介			
	金尾文正			
	二村治司			
	齋藤武次郎			
	矢吹明美			
	山本正雄			

◎岡山県選挙告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

令和二年十二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

内山あきらの会 内山 晃 主たる事務所の所在地

新

千葉県流山市おおたかの森西四一七四 津山市田町三〇パークマンション二一〇 令和二・一一・二五

旧

異動年月日

住民こそ主人公・県民の会 中島 純 男

岡山市北区西島田町四一二五

岡山市北区栢谷一六四九一

一〇・二七

政治結社皇勇

坂本 義 男

東区瀬戸町大内一四七一―二

東区瀬戸町大内一二二〇

一一・六

原田龍五後援会

金盛 秀 禎 代表者の氏名

金盛 秀 禎

村上 哲 也

一一・一

藤原浩司後援会

佐藤 弘 昭

佐藤 弘 昭

平川 孝 二

一一・二四

三宅かずひろと岡山県の三宅和広 国會議員関係政治団体の

国會議員関係政治団体以外の政治団体

法第十九条の七第一項第一号及び第二号

一一・二四

未来を考える会

区分

に係る国會議員関係政治団体

備考 従来、岡山県選挙管理委員会に届出がされていた内山あきらの会については、千葉県選挙管理委員会に届出すべき団体となったものである。

◎岡山県選管告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和二年十二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

国民民主党岡山県第2区総支部

津村啓介

令和二・九・一一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

近藤たかのり後援会

石井雅之

令和二・一一・二四

中西省吾後援会

中西省吾

〃 一一・一一

みどり岡山

前原成美

〃 一一・二七



◎岡山県選管告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

令和二年十二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
川勝浩子	瀬戸内市議会議員	川勝浩子後援会	瀬戸内市邑久町北島一二七一一	令和二・一一・二六
鈴木大介	鏡野町議会議員	鈴木大介後援会	苫田郡鏡野町塚谷六八六一七	〃 一一・一七
矢吹一郎	美咲町議会議員	矢吹一郎後援会	久米郡美咲町行信一三四	〃 一一・二六

◎岡山県選管告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和二年十二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
内山晃	内山あきらの会	主たる事務所の所在地	千葉県流山市おおたかの森西四一七四	津山市田町三〇パークマンション二二〇	令和二・一一・二五

◎岡山県選管告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和二年十二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

三宅和広

三宅かずひろと岡山県の未来を考える会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和二・一一・二四

◎岡山県選管告示第九十五号

「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五条）第一条による改正前の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項に規定する岡山海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、六九〇である。

令和二年十二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

◎岡山県監査公表第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第四項の規定により実施した令和二年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十二月二十五日

岡山県監査委員	小林 義明
岡山県監査委員	上田 勝義
岡山県監査委員	山本 督憲
岡山県監査委員	飛山 美保

## 1 監査の概要

(1) 監査等の種類 財務監査

(2) 監査の対象

① 監査対象年度 令和元年度

② 監査対象機関 137機関

(内 訳)

知事部局 34機関

諸局・企業会計 6機関

教育委員会 74機関

公安委員会 23機関

③ 監査実施機関 監査対象137機関のすべてについて監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、次のとおり実施した。

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施機関に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該機関の職員から説明を聴取して調書にまとめ、監査委員へ提出した。なお、新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、出先機関の一部については、提出を受けた書面により調査を実施し、必要に応じ当該機関の職員から説明を聴取して調書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査（32機関）

監査委員が、監査実施機関に出向き、①の調書の内容を踏まえ、当該機関の職員から説明を聴取するとともに、当該機関から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

イ 書面監査（105機関）

監査委員が、①の調書の内容を踏まえ、監査実施機関から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

## 2 監査の結果

上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務がおおむね法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めていることを確認した。

(1) 総括的事項

① 監査を実施した137機関のうち、27機関について45件の改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。これは、前年度の24機関・50件に比べ、機関数は増加しているが、件数は減少している。

② 指摘事項のうち収入未済額に係る21件に関しては、9件について未収額が減少

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

しているものの、11件については未収額が増加、1件については増減がなかった。  
また、未収額が減少したもの及び増減がなかったものについても、なお多額の未収額が残っている。

- ③ 収入未済以外の指摘事項に関しては、岡山県財務規則その他の財務・会計に関する諸規程に反すると認められるもの、また、そうした事務処理の誤りの結果、対外的に影響が生じていると認められるものがあった。
- ④ 指摘事項に至らないが、書類の整備や物品の管理手続き等に問題があり、是正すべきと認められるもの（注意・指導事項）は64機関で332件あり、前年度の79機関・389件に比べ、機関数、件数ともに減少している。

監査実施機関	監査年月日	指摘 事項	区 分		
			実地	書面	
知 事 部 局	知事直轄・総合政策局・総務部	令和2年11月6日	有	○	
	消防学校	令和2年9月1日	—		○
	東京事務所	令和2年7月29日	—		○
	県立記録資料館	令和2年7月15日	—		○
	県民生活部	令和2年10月27日	有	○	
	岡南飛行場管理事務所	令和2年6月22日	—		○
	岡山空港管理事務所	令和2年8月31日	—		○
	消費生活センター	令和2年7月15日	—		○
	男女共同参画推進センター	令和2年7月15日	—		○
	環境文化部	令和2年11月4日	有	○	
	環境保健センター	令和2年7月13日	—		○
	県立美術館	令和2年8月31日	—		○
	保健福祉部	令和2年11月6日	有		○

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

福祉相談センター（中央児童相談所を含む。）	令和2年9月8日	有		○
倉敷児童相談所	令和2年8月17日	有		○
津山児童相談所	令和2年9月10日	有		○
県立成徳学校	令和2年7月15日	有		○
健康の森学園	令和2年7月15日	－		○
産業労働部	令和2年11月4日	－	○	
大阪事務所	令和2年9月1日	－		○
工業技術センター	令和2年8月4日	－		○
南部高等技術専門校	令和2年8月31日	－		○
北部高等技術専門校	令和2年9月8日	－		○
北部高等技術専門校美作校	令和2年9月1日	－		○
農林水産部	令和2年10月30日	有	○	
農林水産総合センター	令和2年9月4日	－		○
県営食肉地方卸売市場	令和2年7月15日	有		○
土木部	令和2年10月30日	有	○	
後楽園事務所	令和2年9月8日	－		○
出納局	令和2年10月26日	－	○	
備前県民局（東備地域事務所を含む。）	令和2年10月19日	有	○	



# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

	備中県民局（井笠，高梁，新見地域事務所を含む。）	令和2年10月13日	有	○	
	水島港湾事務所		－	○	
	美作県民局（真庭，勝英地域事務所を含む。）	令和2年10月9日	有	○	
諸 局 等	議会事務局	令和2年10月26日	－	○	
	人事委員会事務局	令和2年10月26日	－		○
	労働委員会事務局	令和2年10月26日	－		○
	監査事務局	令和2年10月26日	－		○
	企業局	令和2年7月15日	有	○	
	土木部都市局（流域下水道事業会計）	令和2年7月15日	－	○	
教 育 委 員 会	教育庁	令和2年10月26日	有	○	
	岡山教育事務所	令和2年7月15日	－		○
	津山教育事務所	令和2年6月22日	－		○
	総合教育センター	令和2年7月15日	－		○
	生涯学習センター	令和2年9月8日	－		○
	県立図書館	令和2年9月1日	－		○
	県立博物館	令和2年7月29日	－		○
	古代吉備文化財センター	令和2年7月15日	－		○
	岡山朝日高等学校	令和2年7月15日	－		○
	岡山操山高等学校（中学校を含む）	令和2年9月1日	－		○

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

む。)				
岡山芳泉高等学校	令和2年7月14日	—		○
岡山一宮高等学校	令和2年6月30日	—		○
岡山城東高等学校	令和2年7月15日	—		○
西大寺高等学校	令和2年7月15日	—		○
瀬戸高等学校	令和2年7月9日	—	○	
高松農業高等学校	令和2年7月30日	—		○
興陽高等学校	令和2年7月6日	—	○	
瀬戸南高等学校	令和2年7月15日	—		○
岡山工業高等学校	令和2年9月8日	有		○
東岡山工業高等学校	令和2年9月1日	—		○
岡山東商業高等学校	令和2年6月9日	—		○
岡山南高等学校	令和2年8月31日	—		○
岡山御津高等学校	令和2年7月15日	—		○
倉敷青陵高等学校	令和2年7月16日	—	○	
倉敷天城高等学校（中学校を含む。）	令和2年7月15日	—		○
倉敷南高等学校	令和2年7月29日	—		○
倉敷古城池高等学校	令和2年6月30日	—		○
倉敷中央高等学校	令和2年9月8日	—		○
玉島高等学校	令和2年7月15日	—		○

倉敷鷺羽高等学校	令和2年6月16日	—		○
倉敷工業高等学校	令和2年7月15日	—		○
水島工業高等学校	令和2年7月15日	—		○
倉敷商業高等学校	令和2年7月16日	有	○	
玉島商業高等学校	令和2年7月15日	—		○
津山高等学校(中学校を含む。)	令和2年7月7日	—		○
津山東高等学校	令和2年7月10日	—	○	
津山工業高等学校	令和2年7月10日	—	○	
津山商業高等学校	令和2年7月27日	—	○	
玉野高等学校	令和2年6月30日	—		○
玉野光南高等学校	令和2年9月8日	—		○
笠岡高等学校	令和2年7月15日	—		○
笠岡工業高等学校	令和2年7月7日	—		○
笠岡商業高等学校	令和2年8月31日	—		○
井原高等学校	令和2年7月15日	—		○
総社高等学校	令和2年7月15日	—		○
総社南高等学校	令和2年7月30日	—		○
高梁高等学校	令和2年8月31日	—		○
高梁城南高等学校	令和2年7月15日	—		○
新見高等学校	令和2年7月15日	—		○

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

備前緑陽高等学校	令和2年7月2日	—		○
邑久高等学校	令和2年7月1日	—		○
勝山高等学校	令和2年7月15日	—		○
真庭高等学校	令和2年9月1日	—		○
林野高等学校	令和2年7月28日	有		○
鴨方高等学校	令和2年7月1日	—		○
和気閑谷高等学校	令和2年7月9日	有	○	
矢掛高等学校	令和2年9月8日	—		○
勝間田高等学校	令和2年7月27日	—	○	
烏城高等学校	令和2年7月15日	—		○
岡山大安寺中等教育学校	令和2年7月29日	—		○
岡山盲学校	令和2年8月31日	—		○
岡山聾学校	令和2年7月15日	—		○
岡山支援学校	令和2年9月1日	—		○
岡山西支援学校	令和2年7月8日	—		○
岡山東支援学校	令和2年6月30日	—		○
岡山南支援学校	令和2年9月8日	—		○
岡山瀬戸高等支援学校	令和2年7月15日	—		○
倉敷まきび支援学校	令和2年7月13日	—		○
倉敷琴浦高等支援学校	令和2年7月6日	—	○	

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

	西備支援学校	令和2年7月15日	—		○
	健康の森学園支援学校	令和2年7月15日	—		○
	東備支援学校	令和2年7月15日	—		○
	早島支援学校	令和2年8月20日	有	○	
	誕生寺支援学校	令和2年7月7日	—		○
公安委員会	県警察本部	令和2年10月27日	有	○	
	岡山中央警察署	令和2年8月31日	—		○
	岡山東警察署	令和2年8月18日	—	○	
	岡山西警察署	令和2年8月20日	有	○	
	岡山南警察署	令和2年9月8日	—		○
	岡山北警察署	令和2年7月15日	—		○
	赤磐警察署	令和2年8月18日	—	○	
	備前警察署	令和2年8月7日	—		○
	瀬戸内警察署	令和2年8月31日	—		○
	玉野警察署	令和2年9月8日	—		○
	児島警察署	令和2年8月24日	—	○	
	倉敷警察署	令和2年9月1日	有		○
	水島警察署	令和2年8月24日	—	○	
	玉島警察署	令和2年8月15日	—		○
笠岡警察署	令和2年8月31日	—		○	

井原警察署	令和2年9月8日	－		○
総社警察署	令和2年9月1日	－		○
高梁警察署	令和2年8月7日	－		○
新見警察署	令和2年8月31日	有		○
真庭警察署	令和2年9月8日	有		○
津山警察署	令和2年9月1日	－		○
美作警察署	令和2年8月17日	有		○
美咲警察署	令和2年8月31日	－		○

(2) 個別的事項（指摘事項）

○ 知事部局

① 知事直轄・総合政策局・総務部

ア 本庁

- ・4月中に公舎を退去した者に係る同月分の県公舎使用料及び県公舎駐車場使用料について、日割り計算をして減額調定を行ったが、歳入戻出の手続をしていないものが認められた。
- ・昭和56年から電話柱用地等として貸し付け賃借料を徴していた県有地について、平成6年に売却したにもかかわらず、令和元年度まで賃借料を徴していたものが認められた。

② 県民生活部

ア 本庁

- ・雑入（自立促進資金貸付金償還金）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（自立促進資金貸付金償還金）収入未済状況

平成30年度末	16,631,267円
令和元年度末	15,093,217円
比較増減	△1,538,050円

- ・市町村に対する交付金について、正当債権者ではない者に支払っているものが認められた。

### ③ 環境文化部

#### ア 本庁

- ・自動販売機設置による販売に関する契約書中、別表の売上手数料率を誤っていたが、変更契約で対応せず、当初契約の差替で対応しているものが認められた。

### ④ 保健福祉部

#### ア 本庁

- ・収入未済額について、雑入（児童扶養手当返納金）については総額が減少しているものの、母子父子寡婦福祉資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

#### 雑入（児童扶養手当返納金）収入未済状況

平成30年度末	1,669,150円
令和元年度末	1,471,220円
比較増減	△197,930円

#### 母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	6,592,265円
令和元年度末	6,659,115円
比較増減	66,850円

#### イ 福祉相談センター

- ・児童保護弁償金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

#### 児童保護弁償金収入未済状況

平成30年度末	4,163,910円
令和元年度末	3,786,440円

比較増減	△377,470円
------	-----------

ウ 倉敷児童相談所

- ・児童保護弁償金に係る延滞金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

平成30年度末	1,432,700円
令和元年度末	1,586,400円
比較増減	153,700円

エ 津山児童相談所

- ・児童保護弁償金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成30年度末	8,567,660円
令和元年度末	9,825,080円
比較増減	1,257,420円

- ・改修工事基本設計業務委託においては、契約書の省略はできないが、契約書を作成していないものが認められた。

オ 県立成徳学校

- ・前年度の注意・指導事項のうち、調定額の算出基礎又は算出金額が適正でないものについて、本年度の監査においても、行政財産の使用許可に係る使用料の算出に当たり、適用する単価を誤っているものが認められた。

⑤ 農林水産部

ア 本庁

- ・物品要求票により郵便切手及びレターパックを購入する際、レターパックの単価を誤っていたため資金前渡金に不足を生じ、職員が立て替えて支払っているものが認められた。

イ 県営食肉地方卸売市場

- ・非常勤職員甲に対する報酬を別の非常勤職員乙に支払い（乙については支



払が重複), 甲からの申し出により誤りが判明したものが認められた。

⑥ 土木部

ア 本庁

- ・土木使用料(住宅使用料)の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

土木使用料(住宅使用料)収入未済状況

平成30年度末	50,523,147円
令和元年度末	48,160,490円
比較増減	△2,362,657円

- ・消印されていない県収入証紙がちょう付された経営事項審査に係る申請書等について、県民局からの書類の引継ぎや業務に係る進捗の管理を怠っていたため、県民局での現地審査後に書類の所在が不明となり、また、紛失の事実も外部から指摘があるまで把握できていなかったものが認められた。

⑦ 備前県民局

ア 本局

- ・流水占用料において、取水量変更(減少)が反映できていなかったため、平成27年度から令和元年度について誤った算出金額により過納が生じて過納額を還付しているものが認められた。
- ・収入未済額について、土木使用料(河川占用料外)については総額が減少しているものの、雑入(生活保護費返還金・徴収金外)及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

雑入(生活保護費返還金・徴収金外)収入未済状況

平成30年度末	3,068,021円
令和元年度末	3,631,632円
比較増減	563,611円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	9,374,546円
---------	------------

令和元年度末	9,709,760円
比較増減	335,214円

土木使用料（河川占用料外）収入未済状況

平成30年度末	6,194,992円
令和元年度末	2,835,012円
比較増減	△3,359,980円

⑧ 備中県民局

ア 本局

- ・収入未済額について、雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）については総額の増減はないが、雑入（生活保護費返還金・徴収金）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については、総額が増加している。いずれの項目についても、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

平成30年度末	4,048,946円
令和元年度末	4,235,178円
比較増減	186,232円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	5,451,630円
令和元年度末	6,102,159円
比較増減	650,529円

雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）

平成30年度末	3,567,040円

令和元年度末	3,567,040円
比較増減	0円

⑨ 美作県民局

ア 本局

- ・収入未済額について、県税（滞納繰越分）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については総額が減少しているものの、県税（現年課税分）、雑入（生活保護費返還金・徴収金外）及び農業改良資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

県税（現年課税分）収入未済状況

平成30年度末	61,172,235円
令和元年度末	82,186,757円
比較増減	21,014,522円

県税（滞納繰越分）収入未済状況

平成30年度末	106,670,809円
令和元年度末	101,919,583円
比較増減	△4,751,226円

雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況

平成30年度末	6,009,290円
令和元年度末	6,156,955円
比較増減	147,665円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	2,699,466円
---------	------------

令和元年度末	1,433,048円
比較増減	△1,266,418円

## 農業改良資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	4,132,561円
令和元年度末	5,077,998円
比較増減	945,437円

### ○ 諸局等

#### ① 企業局

- ・工業用水道料金に係る検針メーターの読み取りについては、本来、企業局職員が行うべきところ、本件については受水企業の社員により行われ、また、併せて、検針データの報告がメモ書きにより行われていたため、11月分について正確な検針データの把握ができず、誤った算出金額により過納が生じて過納額を歳入戻出しているものが認められた。
- ・営業未収金（給水料金）の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

## 営業未収金（給水料金）収入未済状況

平成30年度末	74,328,021円
令和元年度末	76,228,931円
比較増減	1,900,910円

### ○ 教育委員会

#### ① 教育庁

- ・高等学校貸付奨学金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

## 高等学校貸付奨学金収入未済状況

平成30年度末	15,677,808円
令和元年度末	12,048,760円

比較増減	△3,629,048円
------	-------------

- ② 岡山工業高等学校
  - ・授業料の延滞金の徴収を行っていないものが認められた。
- ③ 倉敷商業高等学校
  - ・高校生等教育給付金について、債権者コードの誤入力により支出先を誤っているものが認められた。
- ④ 林野高等学校
  - ・消耗品の支払で、債権者の確認を怠り、正当債権者への支出がなされなかったものが認められた。
- ⑤ 和気閑谷高等学校
  - ・前年度の注意・指導事項のうち、調定額の算出基礎又は算出金額が適正でないものについて、本年度の監査においても、行政財産の使用許可に係る使用料の算出に当たり、計算を誤っているものが認められた。
- ⑥ 早島支援学校
  - ・エレベーター保守業務委託の3月分の支払について、誤った金額の請求書を受理し、委託料を支払っているもの、また、委託業務完了確認書の金額を請求書に合わせて記載しているものが認められた。
  - ・契約金額が100万円以上の物品購入代金の支払について、検査調書を作成し履行確認すべきところ、その作成を省略しているものが認められた。
- 公安委員会
  - ① 警察本部
    - ・諸収入（放置違反金等）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

諸収入（放置違反金等）収入未済状況

平成30年度末	4,704,764円
令和元年度末	3,945,300円
比較増減	△759,464円

- ・警察車両による交通事故での100万円以上の亡失損傷のものが認められた。
- ② 岡山西警察署
  - ・前年度の注意・指導事項のうち、収入諸帳簿、証拠書類等の記載漏れのもの、整理・編冊が適正でないものについて、本年度の監査においても、留置証明願にちょう付された収入証紙に係る収入証紙ちょう付実績簿への記載について、収入証紙の消印日に記載すべきところを、誤って証明願の受理日に記載

しているものが認められた。

③ 倉敷警察署

- ・建物修繕料の支払において、正当債権者でないものに支出しているものが認められた。
- ・高架水槽水漏修繕において、契約金額が50万円以上であるにもかかわらず、請書を徴していないものが認められた。

④ 新見警察署

- ・前年度の注意・指導事項のうち、戻出手続が適正でないものについて、本年度の監査においても、県公舎使用料の還付に当たり、支出調書が作成されていないものが認められた。

⑤ 真庭警察署

- ・警察車両による交通事故での100万円以上の亡失損傷のものが認められた。

⑥ 美作警察署

- ・車両搬送料の支払に当たり、振込口座の確認が不十分であったため、正当債権者でない者に支出したものが認められた。

### 3 所見

#### (1) 財務事務の適正化について

前年度の監査の結果に対する意見において、適正かつ効率的な財務事務の執行を求めていたが、今年度の監査では、指摘事項、注意・指導事項ともに件数が減少し、該当機関数も対象機関全体の半数を下回るなど、全体としては一定の改善が見られたところである。

しかしながら、指摘事項、注意・指導事項の件数自体は高止まりしており、一部には大幅に増加した機関もあるなど、依然として財務事務の適正な執行が徹底されていないと見受けられる。

こうした状況の要因としては、それぞれの機関において定期監査の結果を踏まえた改善に向けての取組が職員に十分に浸透しておらず、全庁的な情報の共有も不十分であることが考えられる。また、指摘事項等とされた事案の多くは財務事務に関する知識の不足や不注意に起因するものと認められ、機関内部において事務の進行管理が適切に行われ、あるいは関係職員によるチェック機能が十分に発揮されていれば防げたものと考えられる。

これまでも、法令等の知識の習得・定着や実務能力の向上を目的とした会計事務研修を実施しているが、研修の質をさらに向上させ、事務に精通した職員の育成に努めるほか、監査結果の趣旨を全庁的に徹底するとともに、本年4月に導入された内部統制制度を大いに活用して、財務事務の適正かつ効率的な執行に一層努められたい。

なお、内部統制制度については、組織として、法令を遵守しつつ、適正に業務を執行することを目指すものであることから、内部統制制度の推進事務局・評価事務局それぞれの役割をしっかりと認識したうえで、制度が効果的に運用されるよう取り組まれない。

また、財産関係では、公用車による交通事故での亡失損傷が引き続き多くの機関で発生しており、その件数も昨年度より増加している。事故の原因についても、昨年度と同様にバック時の接触事故等不注意による自損事故が多くを占めていることから、各機関での安全運転教育の徹底を図るとともに全庁的な取組を行うことにより、より一層の事故防止に努められたい。

## (2) 収入未済の解消等について

税及び税外収入に係る収入未済の解消については、収入未済のある機関の大半で未収額が減少しており、全体で7億円を超える縮減が見られたところであり、多くの機関で債権回収の取組が成果を上げているものと認められる。

しかしながら、なお多額の未収額があることから、県民負担の不公平感を払拭し、適正に財源を確保する観点に立って、個々の実情に応じたきめ細かな措置を適切に講じるとともに、法的手段等の活用による徹底した債権管理を行うことにより、収入未済の早期解消に努められたい。

また、今年度の監査において、未収額が増加した機関もあることから、新たな未収金を発生させないよう適時適切な対応に努められたい。

◎岡山県教育委員会告示第五号

岡山県渋川青年の家条例（昭和三十八年岡山県条例第六号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年十二月二十五日

岡山県教育委員会

一 管理を行わせる施設

玉野市渋川二丁目七番一号

岡山県渋川青年の家

二 指定管理者となる団体

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地

国際ライフパートナー株式会社

代表取締役 荒谷 明彦

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで



◎岡山県教育委員会告示第六号

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号）第十四条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年十二月二十五日

岡山県教育委員会

一 管理を行わせる施設

備前市閑谷七八四番地

岡山県青少年教育センター閑谷学校

二 指定管理者となる団体

備前市閑谷七八四番地

公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会

理事長 國友 道一

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第六号

意見の聴取に関する手続規程（平成七年岡山県内水面漁場管理委員会公示第五号）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十五日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

第一条中「第十条、第三十四条第四項、第三十七条第一項、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項、第二項及び第十三項（第三十六条第三項において準用する場合を含む。）第三十八条第三項並びに第二百一十八条第二項」を「第八十六条第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項（これらの規定を法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第六百六十九条第二項並びに第七百七十条第十四項において読み替えて準用する同条第六項」に改める。

第二条中「（法第十条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第十三条までにおいて同じ。）」を削る。

第四条第一項中「第一条の二又は第一条の三」を「第九条第一項」に改める。

第五条第三項中「第一条の二又は第一条の三」を「第九条第一項」に、「の求め」を「の規定による求め」に改める。

第七条中「第一条の二又は第一条の三」を「第九条第一項」に改める。

第八条を削る。

第九条第一項中「第一条の二又は第一条の三」を「第九条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第一条の二又は第一条の三」を「第九条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第一項中「第一条の二又は第一条の三」を「第九条第一項」に改め、同項第五号中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条第二項中「図画」を「図面」に改め、同条第三項中「第一条の二又は第一条の三において」を「第九条第一項において読み替えて」に、同項第一号中「当事者等」を「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第一項中「第一条の二又は第一条の三」を「第九条第一項」に、「請求者」

を「当事者又は参加人」に改め、同条第二項中「当事者等」を「当事者又は参加人」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「かんがみ」を「鑑み」に、「第一条の二又は第一条の三」を「第九条第一項」に改め、「読み替えて」を削り、同条を第十二条とする。

第十四条及び第十五条を削り、第十六条を第十三条とする。



